

## < 11月測定結果 >

測定結果については、環境省の「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成23年6月28日事務連絡)から埋立処分が可能な放射性セシウムの合計が 8,000Bq/kg以下でした。

このため、焼却灰については、従来どおり民間業者の最終処分場へ搬出し、埋立処分を行っております。

測定機関：中外テクノス(株) 関東環境技術センター

測定方法：緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課 平成14年3月)

試料名	試料採取日	項目	単位	測定結果	
主灰 <sup>※1</sup> (焼却不燃物)	H23.11.24	放射性ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射性セシウム	134	Bq/kg	301
			137	Bq/kg	405
			計	Bq/kg	<b>706</b>
飛灰 <sup>※2</sup> (固化灰)	H23.11.24	放射性ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射性セシウム	134	Bq/kg	1,350
			137	Bq/kg	1,770
			計	Bq/kg	<b>3,120</b>

※1 主灰(焼却不燃物)とは燃えがらのことで、焼却炉下部より排出されるものをいう。

※2 飛灰(固化灰)とはろ過式集じん器で捕集した排ガスに含まれているダスト(ばいじん)のことをいう。